

岩手医科大学における公的研究費の管理に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手医科大学（以下、「本学」という。）又は本学の構成員が、国等から配分される公的研究費を適切に管理するため必要な体制、権限及び責務に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において、「公的研究費」（以下「研究費」という。）とは、国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、国又は国が所管する独立行政法人、地方公共団体、特殊法人からの補助金及び委託事業費並びにそれらを原資とする共同研究費等をいう。

2 この規程において、「構成員」とは、本学の職員（非常勤を含む。）、本学において研究活動に従事する者又はこれらの者であった者をいう。

3 この規程において、「研究費の不正使用」とは、役務の実態と異なる謝金若しくは給与の請求、物品等の購入に係る代金の架空請求、架空取引により代金を業者に預け管理させること、不当な旅費の請求、又は重大な過失により本学の研究費関連規程若しくは関係法令等に違反して研究費を使用することをいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、研究費の管理について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、これを実施するために必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、研究費の管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、財務担当理事をもって充てる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の実施計画を策定・実施し、実施状況を検証するとともに、検証結果を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第 5 条 各部局等に、研究費の管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、各学部長、全学教育推進機構長、医歯薬総合研究所長及び事務局長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の命を受け、次に掲げる業務を行う。

(1) その属する部局等における不正防止対策を実施し、実施状況を検証し、検証結果を統括管理責任者に報告すること。

(2) その属する部局等内の研究費の管理・執行に関わる全ての構成員に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

(3) その属する監督する部局等において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じ、部局等内にコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者から委任された業務について、各部局等における研究費の不正防止に関する日常的な管理監督を行う。

(最高管理責任者等の責任)

第 6 条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス副責任者は、それぞれの職務において、その管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負う。

(適正な管理のための環境整備)

第 7 条 最高管理責任者は、研究費の不正使用を誘発する要因を把握・除去し、抑止機能を備えた環境・体制の整備・構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、研究費に係る事務処理手続きに関する規程等を整備し、統一的な運用を図るものとする。

3 最高管理責任者は、研究費の事務処理について、研究者と事務職員の権限と責任を定め、学内に周知するものとする。

(研修等)

第 8 条 コンプライアンス推進責任者は、研究費が国民からの税金を原資としている公的資金であること及び本学が定めたルールにより管理する必要性等に関し、構成員に周知・理解させるため、研修会を定期的開催するものとする。

2 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対し、研究費の適正な管理執行に関する誓約書等の提出を求めるものとする。

(防止計画推進部署)

第 9 条 本学に、研究費の管理に関する不正防止計画の策定・推進部署として、研究費不

正使用防止委員会を設置する。

2 研究費不正使用防止委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(検収及び検収業務)

第 10 条 研究費の適正な執行を図るため、財務部用度課に物品検収の専任職員を置く。矢巾キャンパスにおける物品検収は、学務部学事総務課が担当するものとする。

2 物品検収者は、納品書と現物を照合の上、納品書等に所定の検収印を押印する。

(相談窓口)

第 11 条 研究費の使用方法及び事務処理に関する学内外からの相談に応じるため、相談窓口を学務部研究助成課に置く。

(通報窓口)

第 12 条 研究費の不正使用に関する告発及び相談を受付けるため、通報窓口を内部監査室に置く。

2 前項の告発及び相談に係る調査等の体制、方法、手続等については、岩手医科大学における研究活動の不正行為防止に関する規程に定める。

(業者の処分、周知等)

第 13 条 研究費の不正使用に加担・協力した業者については、本学との取引停止等の処分を行うことができる

2 前項の処分に係る基準、手続き等は、別に定める。

3 統括管理責任者は、本学における研究費の不正使用防止対策に関する方針及びこれに関連する規程の趣旨を取引業者に周知するとともに、当該業者から公正取引の順守に関する誓約書等の提出を求めるものとする。

(監査)

第 14 条 内部監査室は、研究費の執行状況について毎年度監査計画に基づき監査を実施するものとする。

2 最高管理責任者は、内部監査室の職員以外の者で本学の運営を全体的な視点から検証できる者を任命し前項の監査に従事させ内部監査室と連携して研究費の執行状況を監査させることができる。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、運営会議の議決を要するものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 4 月 1 日 一部改正)

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。(平成 27 年 3 月 17 日 一部改正)